

浄化槽で住みよい街を

市では、水質汚濁防止と生活環境の向上のため、個人に代わって市が浄化槽設置工事から維持管理までを行い、使用者には設置費用の料を納めていただき、市が責任をもつて維持管理を行います。この浄化槽を希望される場合は次の条件で設置することができます。

【対象区域】 公共下水道事業および農業集落排水事業の整備計画区域以外の区域

【設置対象者】 市内に居住する個人または市内に居住予定の個人

【設置条件】 ①浄化槽を設置する個人が所有する用地（宅地）があること
②浄化槽の設置工事の作業範囲（3m×5m）を確保できること
③維持管理に必要なバキューム車などが入れるスペースがあること
④浄化槽からの放流先が確保されていること
⑤浄化槽設置完了後、直ち

に排水設備（便所・台所・風呂など）を接続し使用すること

【予定期限】 27日（木）まで

【使用者負担】 □受益者分担金 11万3千円（設置工事費の一部を負担していただきます。）
□排水設備工事費、車両荷重対応・ポンプ設備などの特殊条件の工事費用
□プロア（送風機）を動かす電気設備（防水型コンセント）の工事費および電気代
□毎月の浄化槽使用料（上水道使用量により算定）

【その他】 申請書受理後から工事完了まで3ヶ月程度の期間を要しますので、使用開始予定期間に間に合うよう、早めに申請してください。
また、融資あつせん制度や排水設備工事の補助金制度など接続促進の制度もあります。詳しくは下水道課まで問い合わせください。

■ 1カ月当たりの浄化槽使用料金表

区分	上水道使用量	金額
基本使用料	10m ³ まで	1,500円
	11m ³ ～20m ³	150円
	21m ³ ～50m ³	160円
	51m ³ ～200m ³	165円
	201m ³ ～	170円

■ 1カ月当たりの使用料金算定期例

上水道使用量	浄化槽使用料
10m ³	1,500円
25m ³	3,800円
50m ³	7,800円

※上水道を農業用として大量に使用しているなど、上水道使用量を基準とすることが適当でない場合、認定水量による算定もあります。

住宅用太陽光発電システム設置補助制度

市では、地球温暖化対策の一環として、市内におけるクリーンエネルギーの普及のため、「住宅用太陽光発電システム」を設置する市民の皆さんに、設置費用の一部を補助します。

【対象者】 市内に住所を有する（予定を含む）個人で、システムを設置する建物を住宅として使用する人

【補助金額】 太陽電池モジュールの公称最大出力1kW相当あたり2万円（上限額8万円、千円未満切り捨て）

【対象となるシステム】 国の住宅用太陽光発電導入支援

補助金の交付を受けるシステムで、平成25年3月29日までに電力会社と対象システムに、設置費用の一部を補助します。

【申し込み方法】 事前に国

補助金の申込手続きを行つた上、環境課に備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）に記

【申し込み・問い合わせ】

【受付期間】 平成24年6月1日（金）～25年2月28日（木）必着

※申請額が予算額に達した場合は、期間内であつても受付を終了します。

【申し込み・問い合わせ】

【受付期間】 平成24年6月1日（金）～25年2月28日（木）必着

※申請額が予算額に達した場合は、期間内であつても受付